

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

返済猶予から廃業勧告へ !!

この5年間「無条件の返済猶予」「条件付の返済猶予」と少しずつ舵を切ってきた中小企業金融円滑化法が、とうとう「経営改善できない会社は潰す」に大きく方針転換しました。人口増加・経済成長の恩恵にあずかり、返済猶予で甘やかされた、日本の中小企業はこれから金融機関の貸し剥がしの地獄を見ることになります。

日本の中小企業の7割は赤字！でも、私ども事務所のMAS監査サービスによりきちんと経営に取り組んでいる企業の7割は黒字で業績を伸ばしているのも事実です。いよいよ日本の中小企業にも「商売だけでなく経営をしなければ生き残れない時代」がやって来ました。社長！経営してますか！？

【 “中小の転廃業促す” 2014年3月19日日経新聞より 】

金融庁は中小企業金融円滑化法に基づき返済猶予を受けてきた中小企業に対し、転廃業を促す方針に転換した。金融機関への立ち入り検査でこれまでは返済猶予を求めてきたが、無条件で返済を猶予するのではなく、金融機関が抜本的な企業再生に取り組むよう促す。官民ファンドの地域経済活性化支援機構で新事業に再挑戦する中小企業経営者を後押しする新制度も年内にも始める。

円滑化法は中小企業の資金繰り支援のため2009年12月に導入され、13年3月に終了した。その後も金融庁は激変緩和のため、金融機関に「返済猶予」を求めていたが、今後は「抜本的な企業再生」を求める方向にカジを切る。近く始める地銀への検査でも取引先の持続可能性を個別に聞き取り、地銀が取引先企業の転廃業に取り組むよう促す。

借り手の中小企業の経営者にとって、融資の返済猶予はもろ刃の剣だ。返済期限の延長など融資条件を優遇してもらう利点がある一方、猶予期間中に返済原資となる本業の収益力が回復しないと、最終的には金融機関の支援を受けられず、破産するリスクが高まる。破産すれば「ブラックリスト」に載り、新たな借り入れは難しくなる。

中小企業の経営者が事業に再挑戦するうえで最大の障害は融資の8割に付いている「経営者保証」の存在だ。自宅など私財をすべて回収されるリスクがあり、債務超過であれば一生債務を背負うことになる。こうした事態を防ぐため、金融庁は金融機関に企業が債務超過に転落したり、破産したりする前に債務を整理し、経営者の重荷を取り除くよう求める。

金融庁は経営難の中小企業の転廃業を促すため、地域経済活性化支援機構を活用する。企業の資産が負債を上回っている段階で金融機関に債務免除（金融機関から見れば債権放棄）を申請できるようにする。貸し手の複数の金融機関間の調整を機構が肩代わりし、経営者が過度な責任を問われないようにする。

今国会に同機構法改正案を提出し、施行時に新たな支援基準を作る。これまでは借り手が経営難の企業である不良債権を支援対象にしていた。新基準では「誠実な経営姿勢」「適切な情報開示」など借り手の経営者の資質を調べ、よければ金融機関がこうした企業向けに持つ正常債権も支援する。

支援する借り手企業に①早期の事業再生②事業再編③業態転換④休廃業—といった選択肢を検討してもらおう。仮に廃業となっても工場跡地など資産をマンションなどに有効活用できる。破産しても手元に残るお金に失業給付相当額を上乗せし、経営者に最大460万円まで残すことを認める。会社員になった後に再起を探ることも可能となる。

◆ 印紙税法の改正に伴う、領収証の発行について!!

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。主な改正内容としては、①「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税額の軽減措置の延長及び拡充、②「領収証」等に係る印紙税額の非課税範囲の拡大です。

今回は、平成26年4月1日以降に作成される領収証の発行についての改正内容と取扱いを説明させていただきます。

● そもそも、印紙税ってなに？

印紙税とは、経済社会における流通取引に付随して行われる文書の作成行為をとらえて課する税金をいいます。印紙税の納税義務は、印紙税法に定められた一定の文書（以下、「課税文書」といいます）を作成した時に成立し、その課税文書の作成者が納税義務者となります。そして、課税文書の作成者は、税額に相当する収入印紙を貼付し、印章又は署名で消印することによって納税することとなります。

● 印紙税法が改正されて、領収証の発行はどう変わったの？

平成26年3月31日以前に作成された領収証は、記載された受取金額が3万円未満のものについて非課税とされておりました。しかし、印紙税法の改正に伴いまして、平成26年4月1日以降に作成される領収証は、記載された受取金額が5万円未満のものについて非課税とされております。

つまり、領収証を発行する場合、これまでは記載された受取金額が3万円以上になると収入印紙を貼付しなければなりませんでした。平成26年4月1日以降に作成される領収証については、記載された受取金額が5万円以上になる場合にのみ収入印紙を貼付する必要があるということです。

● 記載された受取金額が5万円未満って、消費税込み？それとも消費税抜き？

一定の要件を満たすことを条件に、消費税額等の金額を記載された受取金額に含めないことが認められております。具体的には、「課税文書のうち、第1号文書（不動産の譲渡等に関する契約書）、第2号文書（請負に関する契約書）及び第17号文書（金銭又は有価証券の受取書）に、消費税額等が区分記載されている場合又は税込価額と税抜価額がそれぞれ記載されている場合には、その取引にあたって課されるべき消費税額等が容易に計算できることから、税抜価額が記載された受取金額として扱われる。」とされております。

つまり、領収証については、記載された受取金額のうちに消費税がいくら含まれているか、または税込価額と税抜価額の両方を記載している場合には、消費税抜きの金額が5万円未満あれば、収入印紙を貼付しなくて良いということです。

受取金額	¥53,998（内訳の記載なし）	収入印紙の貼付が必要
受取金額	¥53,998（内消費税等¥3,999）	収入印紙の貼付が不要
受取金額	¥53,998（税抜価額¥49,999）	収入印紙の貼付が不要

● 印紙税について、気をつけるべきことは？

上記のように、印紙税は課税文書の作成者が課税文書の作成時に収入印紙を貼付し、消印することによって納税を行うこととなりますが、印紙税の納付を怠った場合には、過怠税が徴収されることとなっております。印紙税法第20条では、「印紙税を納付すべき課税文書の作成者が納付すべき印紙税を当該課税文書の作成の時までに納付しなかった場合には、当該納付をしなかった印紙税の額とその2倍に相当する金額との合計額に相当する過怠税を徴収する。」と規定されており、印紙税が課税されることを知らなかったり、収入印紙を貼り忘れた場合であっても、納付しなかった印紙税の額の3倍の金額が徴収されることとなっております。なお、収入印紙は貼付したものの、消印を忘れてしまった場合には、納付しなかった印紙税の額の1.1倍の金額が徴収されることとなっております。なお、ご不明な点は弊社担当者までお気軽にご質問ください。

景気回復で採用が難しくなっています。ブログを読み返すと4年前は50人も応募があったんですね！

【旧経営者へのメッセージ 2010.07.06 ブログより】

★ 組織との関係性 ...

今年も夏の職員採用時期になりました。

毎年、6月中旬から7月中旬の税理士試験前に職員の募集を行います。この2週間で50人ほどの応募をいただきました。今年も、税理士、会計士の有資格者の応募が多く、資格をとったら独立するのが当たり前だった一昔前と比べると、時代の大きな変化を感じます。

是非採用したい... と思った優秀な中国人の方や、優秀な税理士・会計士の方もいらしたのですが、事務所の体制や人員構成等々の事情から残念ながら採用できず、事務所の実力が足りないことにとっても悔しい思いをしました。ワンストップでお客様のニーズに応えるには規模も必要だと痛感します。

また、初めて中国人の方に応募していただき、とっても感じたのは...

ユニクロやソフトバンクが社内標準語を英語にするなど、海外進出する大企業では急激に国際化が進展していますが、人口減少とそれに伴う外国人の流入により「国内国際化」が劇的に進展する中で、中小企業も私たち会計事務所も、英語や中国語に対応できなくてはならない時代が目の前に来ているということです。

● 個人と組織の関係性

もうひとつ考えさせられたのは... 個人と組織の関係性について...

頭の良い優秀なタイプの方に多い傾向ですが、2~3年おきに5ヶ所も6ヶ所も転職しているのですが、本人はそのことを自分の優秀さの証明だと思っています。

「A社では〇〇の知識を身につけて、B社では●●を経験して、C社では△△を勉強しました」

「御社の特徴である▲▲という業務を勉強したいので是非採用していただきたいと思います」

... と自分の能力の高さを一生懸命にアピールされます。

そんなときには、「と言うことは、あなたは今までは知識は身につけたけれど、自分の所属する組織の役に立ったことは一度もないってことなの？」「どんな組織でも3~4年勤めて組織や仕事に慣れ、初めて組織の成長に貢献できたり人を育てたりお客様の信頼を得て質の高い仕事ができるんだと思うけどな」「じゃあ▲▲の業務をちょっとカジッたら、うちも辞めて次の経験のために転職するの？」「その経験と知識は誰のためにどこで使うつもりなの？」「では、自分と自分の所属する組織との関係性について、あなたの価値観とスタンスを教えてくださいか」... と質問することになっています。

● 何が出来るかではなく、何をすべきなのか？

頭が良くて能力の高い優秀な人ほど自分と自分を取り巻く世界との関係性についての価値観が育たないまま、社会人としてとても幼い場合を多く見かけます。能力を高めることは大切ですが、能力は「手段」にすぎません。その能力を使って誰のために何をするのかという「目的」がどこにあるのかが大切です。そして、その目的は、自分を取り巻く社会（組織）との関係性を抜きにしては語れません。

つまり「何が出来るか（能力・知識）」ではなく、「何をすべきなのか（価値観）」を問われるのです。スペシャリストとして自分の専門領域（税務・会計）で仕事をするだけなら「能力」があれば良いのかもしれませんが、しかし、プロフェッショナルとしてお客様の領域（経営）に踏み込み、課題を共有し、正解のない経営の世界でお客様の隣で共に闘うためには、「能力」以上に「価値観」の確立が大切です。

自分と自分の所属する組織との関係性... 社会人であるならば、まず、そのことを思考すべきです。

自分が勤める会社も組織、お客様の企業も組織、そして社会全体も組織、種類は違ってもある意味では自分の家庭も組織... 人は組織の中で生まれ、組織の中で生き、組織の中で死んでいくのですから。

★ 相続税対策第9弾

相続税の基礎控除が2015年から大幅に縮小されるため、8ヶ月にわたって相続と生命保険の活用方法についてレポートをしてきましたが、今月は相続対策第9弾「生前贈与の注意点」をお送りいたします。

● 相続対策の切り札は生前贈与！

2013年度の税制改正で税率が一部改正され、新たな特例も設けられた贈与税。

相続より贈与を制度面で優遇するという大きな流れを見ると、相続対策においても「生前贈与」の積極的活用が考えられます。3月のFPレポートで生前贈与の有効性について報告しましたが、今月はその注意点についてさらに詳しくレポートしたいと思います。

● 100万円以下の連年贈与は贈与税がかからない？

生前贈与としてよく行われている100万円以下の金額を子供や孫に贈与するケースについて考えてみましょう。国税庁のホームページを見ると以下の事例が掲載されています。

Q：「親から毎年100万円ずつ10年間にわたって贈与を受ける場合には、各年の受贈額が110万円の基礎控除以下ですので、贈与税がかからないことになりますか？」

A：「各年の受贈額が110万円の基礎控除額以下である場合には、贈与税がかかりませんので申告の必要はありません。」

「ただし、10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与を受けることが、贈与者との間で約束されている場合には、1年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束をした年に定期金に関する権利（10年間にわたり毎年100万円ずつの給付を受ける権利）の贈与を受けたものとして贈与税がかかりますので申告が必要です。」

● 連年贈与＝有期定期金の贈与？

このタックスアンサーの見解によった場合には、本件贈与は相続税法24条の有期定期金の評価によることとなり、①解約返戻金の金額、②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金の金額、③一年間に受けるべき金額×残存期間に応ずる予定利率の複利年金現価率（注）の3つの評価方法のうち③の方法によって評価額を計算することになります。

（注）複利年金現価率とは毎期末に一定金額を一定期間受取れる年金の現在価値を求める際に用いられる率

例えば上記の10年間100万円ずつ贈与の場合には、 $100万円 \times 9.945\%$ （※） $= 994.5万円$ （※予定利率0.1%の10年の複利年金現価率） $= 994.5万円$ の評価額となり、平成26年の贈与であるとすると約228万円の贈与税額が発生します。

連年贈与を行うことがすなわち有期定期金の贈与と判断されるわけではありませんが、あらぬ疑いをかけられないためにも、連年贈与を行うにあたっては以下の点を十分注意する必要があります。

① 毎年の贈与契約書、② 贈与契約書には贈与者と受贈者が直筆で署名する

あるいは、あえて年間の贈与金額を基礎控除の110万円を少し超えるように設定して贈与税の申告と納税を行い、確実な証拠を残していくことも対策のひとつと言えます。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

生前贈与には気をつけておかなければならない点がたくさんあります。ご相談等ございましたら遠慮なくご連絡下さい。

来月は相続対策の連年贈与を使った生命保険についてレポートいたします。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

「 やりたいことが見つからなければ、やるべきことをやれ！ 」

やりたいことが見つからないから今の仕事に全力が注げない... そんな言い訳をする人を見かけます。やりたいことが見つからない理由は目の前のことに全力投球しないから。やりたいことを見つけるとは、世の中で自分がすべき「使命」を見つけることなのです。やりたいことはやるべきことの中にあるのです。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言... (v o l . 7 2)

★ 先日、陣馬山から高尾山までのコースを歩いてきました。私は普段運動不足なため、陣馬山山頂に着いた段階で筋肉痛になるのは確実な様子でしたが、他の方は犬と散歩をしていたり、ランニングをしている方も大勢いました。そんなコースの中で巻き道というものを知りました。巻き道とは迂回路のことで、歩き難い岩場や山頂を回避することが出来るのだそうです。目的地は同じでも行き方は複数あり、あえて厳しい道を選ぶ人もいれば、厳しくない道を選ぶ人もいる、なんだか人生みたいだと思ってしまいました。(KARINO)

★ ブランディングの研修で“ペルソナ”という架空のお客さまを設定し、商品を作りこんでいく実習がありました。例えば「40代の会社経営者」といった広範囲だったお客様設定を、あえて1人に絞り詳細な設定を行うことにより提供する商品を作りこみ品質を高めていくのです。早速、事務所でセミナー企画の際にペルソナ設定を試みたところ、きちんと会議が1つの方向を向いていることが実感できました。もっともっと鮮明に、より詳細に。事務所全体に広げ、横総というブランドを作っていきたいと思います。(YAMAMOTO)

★ 昨年末からダイエットをはじめて約半年、食事制限を中心に15キロの減量までこぎつけました！しかし、この一ヶ月はまったくといって良いほど、体重に変化なし。食事制限でできる限界ラインということなのか、そろそろ本格的に体を動かす必要があります。経営改善においても、経費削減には限界があり、健全な企業体質を維持するためには、適正な売上確保と経費管理のバランスがポイント！社内にもダイエットを誓った人達がいたはずなのですが【M A S 監査式目標管理ダイエット】商品化できるかな？ (TOCHIKURA)

★ 昨年11月ヒマラヤから帰国したときの体重71キロ。粗食（酷食（涙））の反動で食べたいものを食べつくして年末年始を過ごして正月明けの体重78キロ。4月のエベレスト出発に向けてダイエットとトレーニングをして、2月中旬の体重73キロ。エベレストが延期になりちょっと気が抜けて、3月中旬の体重76キロ。3月後半のM&A国際会議の旅行で3月末の体重79キロ... ジェットコースターのように上下する体重に家内も呆れ顔です。連休にかけてエクアドルの最高峰チンボラソ6310mに出かけるのに、膝の靭帯を痛めて運動不足のため今度はなかなか痩せない！おまけにヒマラヤから帰ってからハマってしまい週二



回食べなきゃ気の済まないのが中華街・福満園の「豚レバーの焼きそば」。店に入った途端に店長が「豚レバー焼きそば一丁」とオーダーを出すほど。中華街はヤバイ！それにしてもこの一年で米国、メキシコ、フランス、スイス、イタリア、ギリシャ、中国、カンボジア、バングラデシュ、ネパールと旅しましたが日本ほど食べ物が美味しくて安い国はありません。感謝！困惑！ (IZUMI)

TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成25年5月20日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 52,500円 関与先割引 26,250円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第40回「会社が倒産しても家族を守るためにしておくべきこと！」

講師：TEAM横浜総合事務所 代表 泉 敬介

日時：平成26年5月22日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 3期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します！

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成25年5月17日(金)～平成27年3月7日(土)

場所：セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋

募集：全24日間・12回(全1泊2日の合宿形式) 120万円(一括・分割可)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります